



死の紛争を避けるために!!

相続割合は民法に規定がありませんが、遺産に不動産があるなど、相続分に応じて単純に分けることが現実的でない場合は、分け方を決めておかないと紛争の種になります。将来に備えて、遺言を作成しておくことをお勧めします。

遺言の種類?

遺言には、主に自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類があります。他にも危篤状態や伝染病で隔離されているなど特殊な場合の方式もありますが、今回は省略します。

自筆証書遺言って?

自筆証書遺言は、自分で遺言書を書く方式です。その全文、日付及び氏名を自書し、これに印鑑を押さなければならないことになっており、誤字脱字の訂正方法なども細かく決まっています。きまりを守らなければ無効になってしまいます。

公正証書って難しそう?

次に公正証書遺言は、公証人に対し遺言の内容を口頭で伝え、遺言書を作成してもらう方式です。専門家が作成に関与しますので安心ですし、原本は公証人役場で保管されるのがメリットです。

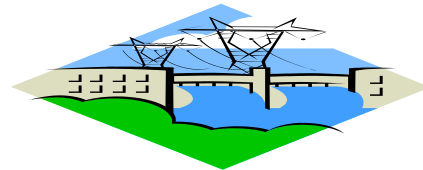
秘密証書遺言の何が秘密?

秘密証書遺言は、遺言する人が署名押印した上で封筒に入れ、同じ印鑑で封に押印(封印)した上で、公証人に封印の日時及び事実を証明してもらうものです。

どの方式がいいの?

3つの方式には優劣はなく、日付の新しいものが有効になります。

遺言は死亡時に問題になりません。遺言が無効になると、亡くなった遺言者の思いが反映されないことになり、取り返しがつきません。できれば、公正証書遺言にするのが無難でしょう。(大村真司)



12月24日に大竹支所が開設されます!

大竹市及び周辺住民の方に弁護士が身近な存在となることを目的として大竹支所が開設されます。初代支所長として、滑川和也弁護士が就任します。場所は、JR 大竹駅から徒歩3分です(大竹市新町1丁目8-3 アーバンタワー大竹1階)。

～滑川弁護士から一言～

東京都出身の滑川和也です。弁護士登録してから2年余り、当事務

家族・子どもの問題、借金の問題、相続の問題、交通事故、土地や建物の問題、労働問題、刑事事件、外国人の問題など幅広く事件を扱い、相談者の「みらい」がより良いものになるように活動してきました。

趣味は、サッカー・フットサル、英語、写真、イラスト作成です。

大竹市及び周辺地域の方に親しまれ、信頼される弁護士となり、地域をより豊かな場にできるよう尽力します。お気軽にご相談ください。相談予約のお電話は、12月中は、本所で受け付けています(082-511-7772)。



法律7千★クイズ

成人が罪を犯すと弁護士が弁護人に選任されるのが一般的です。では、少年が罪を犯した場合など、一定の場合に家庭裁判所で開かれる審判に付される弁護士のことを何と言うのでしょうか。正解は次号で発表します。

前号のクイズの正解ですが、(1)普通方式と呼ばれる自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類、(2)特別方式としては4種類あります。左記記事も参考にしてください。

当事務所の弁護士に相談するには、平日の9時～18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時～17時半、土曜日の13時～15時半です。

当事務所では、尾道支所と大竹支所を開設しており、支所周辺のご相談も積極的に受け付けています。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/>

本ニュースに関するご意見・ご要望も当事務所までお電話でお願いします。

所属弁護士: 二國則昭、定者吉人、大村真司、紅山綾香、滑川和也、成廣貴子、見之越常治、森井基嗣、渡邊圭輔